【重要】センター利用に関係する変更のお知らせ

日頃より、当センターをご利用いただきまして誠にありがとうございます。 平成25年5月1日からセンター利用について下記のとおり変更させていただ きますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

I. 構内車輌の乗り入れについて

1. 車輌の乗り入れについて

タクシーを含め、構内に車輌を乗り入れることを原則禁止いたします。ご 迷惑をおかけしますが、お車でお越しになられる場合は、地下駐車場をご利 用ください。(入庫30分までは無料でご利用いただけます。)また、併せて バスの入構についても、北門バス駐車場までといたします。ただし、下記の 車輌については制限対象外といたします。

2. 制限対象外となる車輌について

- (1) 許可車両
 - ① 指定車輌(廃棄物、自動販売機、食堂、売店及びリネン等の搬入車輌)
 - ② 車いす等、障害のある方を送迎する車輌
 - ③ 小ホール及び大ホール利用する車輌(小ホール、大ホールとも2台)
 - ④ その他、当センターが許可する車輌(救急車等の緊急車輌)
- (2) 許可申請

許可車輌で入構する場合、事前にセンター利用窓口に相談し、入構の申請を行ってください。申請受付はご利用前日の17時までとさせていただきます。ご利用当日は、入構時、車輌入口の守衛に、押印された入構許可申請/許可書を提示し、駐車中は見えやすい場所に掲示してください。

(3) 速度制限

構内での速度は時速5km以下を厳守してください。

3. その他

- (1) 構内における交通事故の発生については、当事者間で解決を行っていただき、当施設では一切の責任を負いかねます。
- (2) 許可車輌の構内での駐車は指定の場所とします。